

入札公告

下記のとおり簡易型一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大田市財務規則（平成 17 年大田市規則第 44 号）第 92 条の規定に基づき公告する。

なお、当該工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）の適用工事である。

また、最低制限価格は設定されず、低入札価格調査制度が適用される工事である。

令和 3 年 5 月 20 日

大田市長 楳野弘和

記

1. 入札に付する事項

本案件は電子入札の対象案件である。

工事名	令和 3 年度 公共下水道事業（大田処理区） 雪見地区管渠舗装本復旧工事			
施工場所	大田市大田町大田 地内			
完成期日	令和 3 年 9 月 30 日			
調査基準価格	設ける	支払条件	前金払	有
入札保証金	免除する		中間前金払	有（いずれかを選択）
契約保証金	設ける		部分払	
契約条項	内容	大田市公共工事請負契約約款による		
	閲覧場所	総務部管財課の閲覧所		
	閲覧期間	公告の日から入札日の前日まで（休日を除く）		
工事概要	工事延長 L=955.1m、 A s 舗装工 A=2970 m ²			

2. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和元・2・3年度大田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載され、かつ次に掲げる条件を全て満足すること。（JV参加は認めない）

工事種別	舗装工事	許可業種	舗装工事業
格付等級	指定しない	許可区分	一般又は特定
地理的条件	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）に規定する本社（本店）または営業所（支店）を大田市内に有すること		
工事实績	建設工事の種類が「舗装工事」として発注された島根県内における公共事業において、元請又は共同企業体の構成員（出資比率 20%以上）として、過去 10 年間（公告の日までに竣工（検査合格）したものに限る。）に完成した 1 契約で 1,480 m ² 以上の舗装の施工実績を有するもの。		
配置技術者	以下の条件を満たす舗装工事業に係る監理技術者又は主任技術者を本件工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。 1. 監理技術者にあつては、舗装工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。（監理技術者を届け出		

	<p>る場合のみ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（本件工事の競争参加資格申請日以前に3ヶ月以上）にあること。 3. 配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、競争参加資格確認申請書を提出する時に他の工事に主任技術者等を専任で配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（2名まで）を提出することができる。 4. 競争参加資格確認申請書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、契約の締結後、現場着手までの間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）に、確実に現場専任の主任技術者等として配置可能である場合に限り資格確認資料を提出することができるものとする。 なお、虚偽の資料等を提出した場合は、指名停止措置の対象となる場合がある。 5. 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として届出することは可能であるが、先に開札がされ落札者となった工事が専任を要する工事であった場合、その後開札が行われた入札については無効として取り扱う。なお、他の工事で落札者となったため、技術者を配置できなくなった場合は、速やかに連絡すること。 6. 競争参加資格確認申請時に提出した配置技術者について、工期途中での交代は死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合（出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を含む。）のほか次の場合等（工事の規模の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む。）以外は認めない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 ② 橋梁、ポンプ、ゲート等工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点 ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合 ただし、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者又は監理技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限る。 なお、落札後において、配置予定技術者の専任配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば、契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。
<p>工事費内訳書の提出</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札書の提出に併せて、工事費内訳書を提出すること。設計図書の「工事内訳書」本工事費の項目のうち「種別（レベル3）」名のそれぞれの項目について金額（1式＝合計額）を記載。 2. 工事費内訳書の提出のない者や、作成基準を満たさない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる場合がある。 <p>大田市ホームページ https://www.city.ohda.lg.jp/tag/nyusatu-seido/17246 「工事費内訳書の提出について」及び「工事内訳書作成要領」を参照のこと。</p>
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと 2. 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（平成17年大田市告示第13号）の規

	<p>定による指名停止を受けていないこと</p> <p>3. 大田市における市税等の未納の徴収金がないこと</p> <p>4. 次の各号のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがなされている者</p> <p>イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者</p> <p>ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者</p> <p>エ) 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者</p> <p>オ) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者</p> <p>ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>5. 入札に参加しようとする者の間に以下の資本関係又は人的関係がないこと（同一入札に参加する複数の者が以下の関係に該当する場合には、無効の入札とする）</p> <p>ア) 資本関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であると認められる場合は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社と子会社の関係にある場合 ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 <p>イ) 人的関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であると認められる場合は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ・ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 <p>ウ) その他上記ア)、イ) と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合</p>
--	--

3. 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続については、「大田市電子入札運用基準(平成 26 年 10 月)」により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く 9：00 から 17：00 までなので、注意すること。

また、電子入札によりがたい者は、大田市電子入札運用基準(平成 26 年 10 月)第 7 条で規定する

紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

4. 競争参加資格の確認

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

期限までに申請書等を提出しない者は、本件工事の入札に参加することが出来ない。

なお、申請書等は原則PDF形式とし、ファイル名の一部に会社名（略称可）をいれること。

また、⑥の代表者個人分（共有分を含む）については、押印のうえ、印影のあるものをPDF形式とすること。PDF化が困難な場合は、別途本書を提出すること。

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 施工実績調書（工事カルテ等の写しを添付すること）
- ③ 配置予定技術者調書（資格証等の写し及び雇用関係が確認できるものを添付すること）
- ④ 申請書提出時の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
- ⑤ 業態調書
- ⑥ 大田市税等収納状況確認承諾書（法人分及び代表者個人分（共有分を含む）について必要）
または、大田市税等が賦課のない申出書（法人代表者が県外在住の場合のみ可）。

(2) 申請書等提出期間

申請書等 提出期間	令和3年5月21日（金）9：00 から令和3年6月3日（木）16：00まで （土、日、祝日を除く）
--------------	--

提出期限以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認めない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。

(4) 確認審査

競争参加資格の確認審査は、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行い、結果を通知する。資格審査において競争参加資格がないと認められた者については、競争参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、通知をうけた翌日から7日以内（休日を除く）に書面で理由の説明を求められることができる。説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から5日以内（同）に回答する。

5. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び加算点

点数は、小数第1位まで

評価項目		加算点 (最大点)	配点		
1 企業の施工業績 【8点】	①工事成績評定点	5点	5 ~ 0		
	②同種工事の施工実績	2点	2	1	0
	③優良工事表彰	1点	1		0
2 配置予定技術者の 能力【4点】	複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。				
	①保有資格の有無	1点	1		0

	②施工経験の有無	2点	2	1	0
	③優秀建設技術者表彰	1点	1		0
3 地域貢献【9点】	①災害復旧工事の施工実績 (下請け実績も可)	2点	2	1	0
	②除雪業務の契約実績 (下請け実績も可)	2点	2	1	0
	③ボランティア活動の有無	1点	1		0
	④労働福祉関連の状況	2点	2	1	0
	⑤若手技術者・若手従業員の新規雇用	1点	1		0
	⑥消防団協力事業所認定	1点	1		0
加算点の合計		21点			

各評価項目に対する加算点の計算方法等は入札説明書を参照すること。

(2) 提出書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより、申請書等に併せて総合評価技術資料及び添付資料を提出しなければならない。

期限までに提出しない者は、本件工事の入札に参加することが出来ない。

- ① 総合評価技術資料表紙（様式-1）
- ② 企業の施工業績（様式-2）
- ③ 配置予定技術者の能力（様式-3）
- ④ 地域貢献（様式-4）

(3) 提出期間

4. 競争参加資格の確認(2)申請書等提出期間に同じ

(4) 技術資料に関する質問

技術資料に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。

提出期限	令和3年5月27日（木）17：00必着
回 答	令和3年5月31日（月）までに入札情報サービス（PPI）に掲載する

6. 設計図書等の閲覧

閲覧期間	公告の日から開札日の前日まで
閲覧場所	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

7. 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。

提出期限	令和3年5月28日（金）17：00必着
回 答	令和3年6月1日（火）までに入札情報サービス（PPI）に掲載する

8. 現場説明会

行わない。

9. 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) 入札書提出期間

提出期間	令和3年6月4日（金）9：00 から 令和3年6月7日（月）15：00まで
------	---------------------------------------

(2) 一度提出された入札書の書換え、引替えまたは撤回は認めない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札は1回とする。再度入札を行う場合は、電子調達システムから再度入札通知書を発行する。（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により、入札が不調の場合は随意契約することがある。）

(5) 入札者が1者であった場合も入札は成立するものとする。

10. 入札の辞退

(1) 入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。

(2) 入札辞退者は電子調達システムにより入札書提出期日までに手続きを行うこと。

11. 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格の無い者の入札

(2) 工事費内訳書を提出しない者がした入札

(3) 次に掲げるものに該当する工事費内訳書を提出した者がした入札

① 商号又は名称・代表者名・工事名が正しく記載されていない

② 内容が未記入など不備がある（内訳が判らないものを含む）

③ 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない

④ 値引き表示がある

⑤ タテヨコ計算に違算がある

⑥ 入札者の押印がない（紙入札の場合）

⑦ その他作成基準を満たさないもの

(4) 虚偽の申請をした者の入札

(5) 入札に関する条件に違反した入札

(6) 明らかに不正によると認められる入札

(7) 入札執行日までの間に、大田市から指名停止を受けた者の入札

(8) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札等、通常の入札において無効としている入札

(9) 紙入札の場合は、前各号のほか、次に掲げるものに該当する入札書を提出した者がした入札

ア 金額の記入のない入札書

イ 金額を訂正した入札書

ウ 記名または押印を欠く入札書

エ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

12. 失格について

次の入札は失格とする。

- (ア) 大田市建設工事低入札価格調査実施要領（平成30年大田市告示第34号。以下「低入札要領」という。）に基づく失格の判断基準に適合した者
- (イ) 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者
- (ウ) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者
- (エ) 入札書の提出期日までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

13. 開札（入札執行）等に関する事項

以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより競争参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

日 時	令和3年6月8日（火）	13:40 ~
開札場所	大田市役所 管財課執務室	
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。	

14. 落札者の決定

- (1) 総合評価の標準点（100点）に各評価項目得点合計（加算点）を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

予定価格の制限の範囲内で「評価値」の最も高い者について、競争参加資格の審査を実施し当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上ある場合はくじによる。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- (2) 落札者の決定は前記の総合評価又は低入札価格調査後できるだけ速やかに行い、結果を公表する。

15. その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。
- (3) 入札書等の作成、提出に要する一切の費用は入札者の負担とする。

16. 問合せ先

発注担当部局 上下水道部下水道課 電話番号 0854-83-8117

入札担当部局 総務部管財課 電話番号 0854-83-8020

入札説明書

本説明書は令和3年5月20日に公告をおこなった下記2.の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和3年5月20日

島根県大田市長 楯野弘和

記

1. 担当部局 島根県大田市 上下水道部下水道課
〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 TEL0854-83-8117 (直通)

2. 入札に付する工事

工事名	令和3年度 公共下水道事業(大田処理区) 雪見地区管渠舗装本復旧工事
工事場所	大田市大田町大田 地内

3. 総合評価方式の評価方法及びイメージ図

(1) 総合評価による入札参加者の順位付け

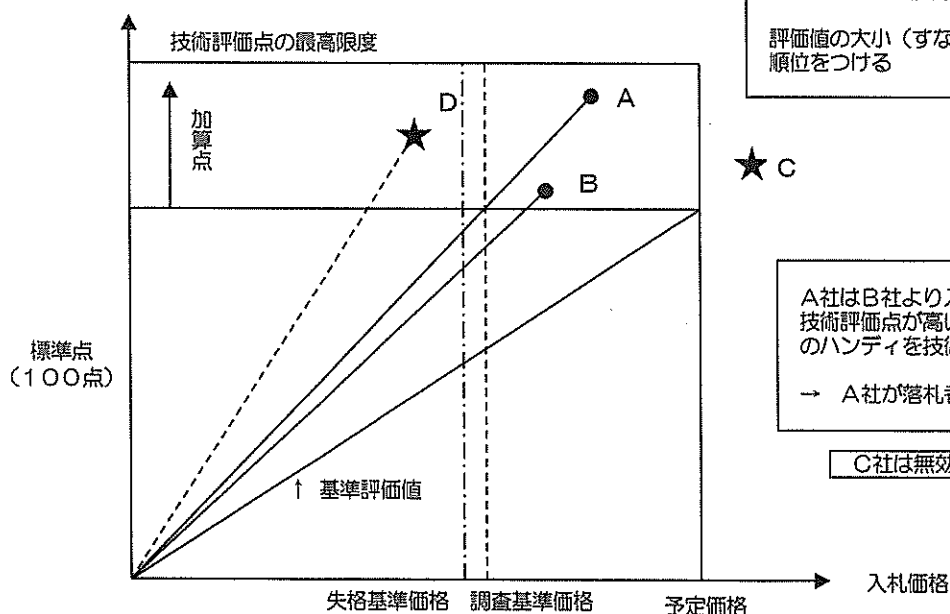
標準点(100点)に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した値(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点}(100\text{点}) + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

(2) 総合評価のイメージ図(一般的事項)

技術評価点(標準点+加算点)



各社の評価値=技術評価点/入札価格
評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける

★C

A社はB社より入札価格は高いが、技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転
→ A社が落札者となる

C社は無効・D社は失格

(3) 落札者の決定方法

次の条件を満足する入札参加者のうち、前記「評価値」の最も高い者を落札者とする。
ただし評価値の最も高い者が2人以上あるときはくじによる。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 大田市建設工事低入札価格調査実施要領（平成30年大田市告示第34号）において失格等とならないこと。

4. 加算点の計算方法

1：企業の施工業績

① 工事成績（工事成績評定点）

過去3年間（平成30・令和元・令和2年度）に竣工し、大田市が発注した公共工事における工事成績評定点の平均点で評価する。ただし、平均点算定対象は「舗装工事」とする。

- ◆ 対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。
- ◆ 対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表1)

*計算方法を傾斜配分方式へ変更

評定点の平均点	80点以上	80点未満 73点以上	70点以上 73点未満	70点未満
加算点	5.0点	$1.5点 + \{3.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73) / 7\}$	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点以上	80点未満 73点以上	70点以上 73点未満	70点未満 又は実績なし
加算点	4.5点	表1で計算した加算点×0.9	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

② 企業の同種工事の施工実績

平成23年度から入札公告日前日までに完成した、大田市発注の同種工事の元請けまたは共同企業体（経常JVを除く）構成員（ただし出資比率20%以上）として施工した実績を評価する。ただし、工事成績評定点が70点未満のものは実績として認めない。

- ◆ 対象となる施工実績が2回以上ある者 : 2点
- ◆ 対象となる施工実績が1回ある者 : 1点
- ◆ 対象となる施工実績がない者 : 0点

③ 企業の優良建設工事表彰（優良工事施工団体表彰）

平成28年度から令和2年度までの5年間に完成した大田市・島根県・中国地方整備局発注の公共事業において、元請けまたは共同企業体（経常JVを除く）構成員（ただし出資比率20%以上）として施工した優良建設工事表彰を評価する。

- ◆ 表彰がある者 : 1点

◆ 表彰がない者 : 0点

※評価対象となる表彰の令和2年度完成分の表彰が公告日において終了していない場合は、5年間で「平成27年度から令和元年度」と設定する。

2 : 配置予定技術者の能力

複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

① 配置予定技術者の保有資格の有無

評価項目	評価基準	加算点
入札公告日前日における主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士のいずれかの資格がある者	1点
	上記の資格のない者	0点

② 配置予定技術者の施工経験の有無

平成23年度から公告日前日までに完成した大田市発注の公共事業において、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人又は担当技術者（※）として担当した、同種工事の施工経験を評価する。ただし、工事成績評定点が70点未満の場合のものは、施工経験として認めない。

なお、担当技術者の施工実績については、上記工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

※担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

- ◆ 対象となる施工経験が2回以上ある者 : 2点
- ◆ 対象となる施工経験が1回ある者 : 1点
- ◆ 対象となる施工経験がない者 : 0点

③ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

平成28年度から令和2年度までの5年間に完成した大田市・県・中国地方整備局発注の公共事業において、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人として担当し、優秀建設技術者表彰を受けている技術者を評価する。ただし、複数の候補者を提出し、表彰の有無が異なる場合には、ないものとして評価する。

- ◆ 表彰がある者 : 1点
- ◆ 表彰がない者 : 0点

※評価対象となる表彰の令和2年度完成分の表彰が公告日において終了していない場合は、5年間で「平成27年度から令和元年度」に設定する。

3 : 地域貢献

① 災害復旧工事の受注実績

過去2年間（令和元年・令和2年度）に契約（下請け実績でも可）した、大田市発注の災害復旧工事の受注実績及び災害時の応急工事（倒木処理・崩土撤去等を含む）の受注実績を評価する。

- ◆ 3件以上の受注実績がある者 : 2点
- ◆ 1～2件の受注実績がある者 : 1点
- ◆ 受注実績がない者 : 0点

② 除雪業務の契約実績

過去2年間（令和元年・令和2年度）に、大田市管理道（市道・農道）における除雪業務の契約実績（下請け実績でも可）の有無を評価する。

- ◆ 両年度とも契約実績がある者 : 2点
- ◆ どちらかの年度に契約実績がある者 : 1点
- ◆ 契約実績がない者 : 0点

③ ボランティア活動の有無

過去2年間（令和元年・令和2年度）に、会社として10名以上または従業員の半数以上が参加したボランティア活動（ハートフルしまねを含む）の実績の有無について評価する。

- ◆ 両年度とも実績がある者 : 1点
- ◆ 上記でない者 : 0点

※ボランティア活動として評価するものは、「不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動」や「県民・地域住民に対して行う活動」あるいは「社会福祉施設等への活動」とする。
 ※「10名以上または半数以上の参加」条件は、2日以上に渡る活動の場合、「のべ人数」とする。
 ※当該企業が出資している社会福祉施設等の法人へ当該企業社員が参加した場合は対象としない。

④ 労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のa～cに掲げる項目を評価する。

(a) 高年齢者の雇用確保：下記のいずれかの措置がとられている場合

- 定年年齢が満65歳の誕生日以降となっている
- 満65歳の誕生日以降までの継続雇用制度がある
- 定年の定めがない

(b) 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

- 法定雇用率を適用される者 ～ 法定雇用障がい者数を超える雇用
- 法定雇用率を適用されない者 ～ 1人以上の雇用

(c) 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成30年法律第76号）で定める制度を超える内容を含む制度を規定していること
- こころカンパニー（しまね子育て応援企業）について認定されていること。

※「こころカンパニー認定証」を添付すること。

- ◆ (a)～(c)すべて該当する者 : 2点
- ◆ (a)～(c)のうち2つ該当する者 : 1点
- ◆ 上記でない者 : 0点

⑤ 若手技術者・若手従業員の新規雇用

発注年度を含む過去3年度間（令和元・2年度・3年度）に、若手技術者・若手従業員（いずれも満年齢29歳以下）の1人以上の新規雇用実績を評価する。

- ◆ 実績がある者 : 1点

◆ 実績がない者 : 0点

⑥ 消防団協力事業所認定

入札公告日前日において、消防団協力事業所と認定されていること。

◆ 認定されている者 : 1点

◆ 認定がない者 : 0点

総合評価技術資料様式（別途） 技術資料様式 1～4